

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	雫石川東部漁業協同組合								
	住 所	盛岡市湯沢南一丁目12番5号								
2 漁業権の免 許番号	内共第22号（雫石川）									
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間					
		あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	鹿妻穴口頭首工 水門から下流の 雫石川本支流の 免許区域	7月1日から11月30日の期間内 で組合が定めて公表する期間					
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで					
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで					
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで					
		うなぎ	置釣り 筒	〃	1月1日から12月31日まで					
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃					
		こい	〃	〃	〃					
		ふな	〃	〃	〃					
		かじか	餌釣り	〃	6月1日から9月30日まで					
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時から午前7時までとし、採捕尾数は、1日に2尾以内とする。									
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める 範囲を制限することがある。									
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間					
		盛岡市上太田穴口鹿妻穴口頭首工水門の上流100 メートルの地点から同水門の下流50メートルの地 点までの雫石川本流の区域			1月1日から12月31日まで					
	(3) 漁具漁法の 制限									
	(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長					
		やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下					
いわな			13センチメートル以下							
うなぎ			30センチメートル以下							
うぐい			10センチメートル以下							
こい			〃							
ふな			〃							
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所			
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	1,200円	6,100円	組合事務所及 び指定販売所			
			やまめ さくら ます いわな うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り						
			うなぎ	置釣り 筒						
			かじか	餌釣り						
			雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい こい ふな				餌釣り 擬餌釣り	700円	4,000円
			うなぎ	置釣り 筒						
			かじか	餌釣り						
	ア 中学生以下、肢体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上の者は、 無料とする。									
	イ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、幼児、小学校児童、 中学校生徒、肢体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上の者を除き 、全魚種の場合は800円を、雑魚の場合は300円を加算した額とする。									

(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所	
	やまめ さくら ます いwana うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り					
	うなぎ	置釣り 筒					
	かじか	餌釣り					
雑 魚	やまめ さくら ます いwana うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円			
	うなぎ	置釣り 筒					
	かじか	餌釣り					
5 遊漁承認証 に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。						
6 遊漁に際し 守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						
7 漁場監視員 に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。						
8 違反者に対 する措置に関 する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。						